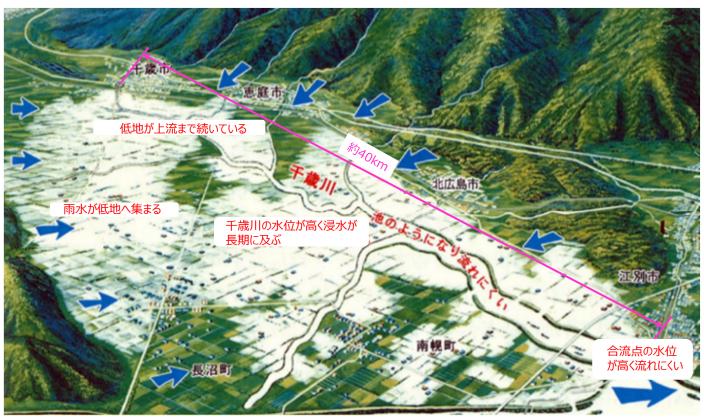
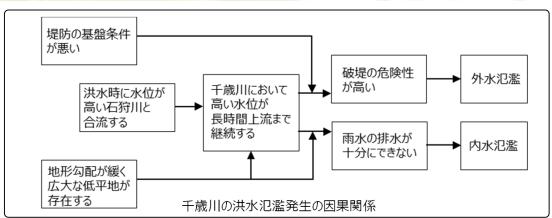
第4回 石狩川(下流)水系外流域治水協議会 資料-4

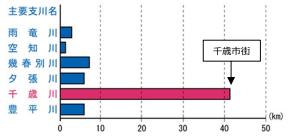
(4)千歳川流域における 特定都市河川指定に向けた検討について

① 千歳川流域の治水上の課題

- <u>千歳川流域は</u>、広大な低平地が広がっているため、洪水時に<u>石狩川の高い水位の影響</u> を約40kmにわたり長時間受けるという他地域にはない治水上の課題を有しています。
- 堤防整備・河道掘削等の河川整備は途上であり、さらに、気候変動の影響を踏まえると 水害の頻発化・激甚化による水害リスクは高くなることが懸念されます。











洪水時に石狩川の高い水位の影響を受ける区間の延長

② これまでの千歳川流域における治水対策について

国による河川整備

堤防整備(整備中)

◆ 石狩川の高い水位の影響を長時間受けることに対応した、石狩川合流における石狩川本川と同程度の堤防高・天端幅を有する堤防整備を実施

河道掘削 (整備中)

◆ 河道断面が不足している区間では、洪水時の水位を下げる河道掘削を実施

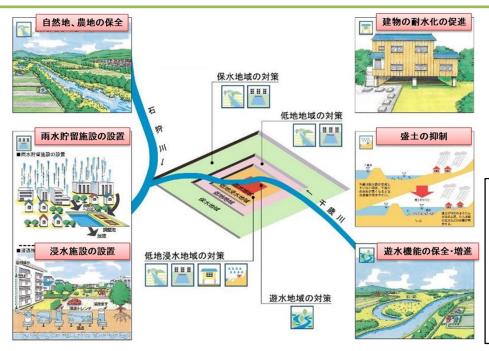
遊水地群 (完成)

◆ 昭和56年8月上旬降雨により発生する洪水のピーク水位を計画高水位以下となるよう流域4市2町の地先において、洪水調節容量がおおむね5千万m³の遊水地群を千歳川本支川に分散して整備



流域における取組

◆ 千歳川流域は、これまでも各関係機関が連携を密にし、流域の治水対策に取り組んできた地域であり、特に、宅地開発などに伴う流出量の増大に対しては、流出抑制のための指導基準を設け、各関係機関がこれに基づき流出抑制対策を実施してきた。



国は、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う水害対策である「流域治水」を推進しており、当該流域においても、これまで取り組んできた流出抑制対策等の実効性をさらに高めていく必要がある。

③ 特定都市河川の指定について

【特定都市河川の指定要件ついて】

- 全国各地で激甚化している水害に対応すべく、あらゆる関係者が協働して取り組む流域 治水の実効性を高める「流域治水関連法(9法律)」が令和3年に改正されました。
- その中核をなす「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく「特定都市河川」について、これまでの「市街化の進展」のほか、「自然の条件等」により河川の整備だけでは浸水被害を防止することが困難な河川についても指定要件が追加となり、千歳川流域の河川特性が該当となりました。



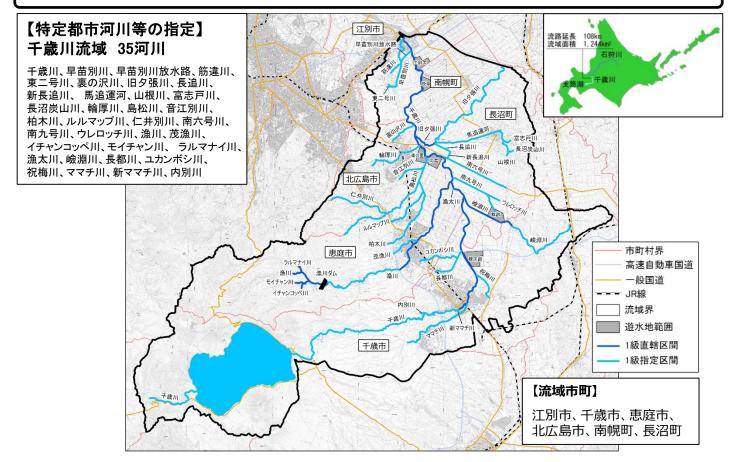
狭窄部、景勝地の保護、海 面潮位等により河川の整備 や排水が困難な河川

千歳川の 河川特性 が該当



【特定都市河川・流域の指定イメージ】

● 特定都市河川に指定する場合の河川及び流域は、千歳川本支川の国管理区間と北海道管理区間及び千歳川流域。(国土交通大臣による指定)



④ 特定都市河川指定による治水安全度向上

● 「特定都市河川浸水被害対策法」の改正により、千歳川流域での施策・制度の活用が可能となったことから、特定都市河川に指定することにより、河川整備の加速化に加え、流域における雨水流出抑制対策等を法的枠組みのもと推進し、早期に千歳川流域における水害への安全性の向上を図ることが可能となります。

河川整備の加速化(国が実施を想定している主な施策)

堤防整備・河道掘削等の加速化(外水・内水対策)

- ◆ 堤防整備・河道掘削等の外水対策の加速化による 千歳川本支川の堤防決壊等による壊滅的な被害の軽 減を図る。
- ◆ 流域の各地で頻発する内水氾濫に対して、機動性のある排水ポンプ車等により、円滑かつ迅速に内水排除を行うため、必要な進入路、作業ヤードを確保するとともに釜場を整備する。

また、堤防整備の完成に合わせ<u>排水機場の排</u>水規制の緩和等により内水被害の軽減を図る。

外水・内水対策を 強力に実施







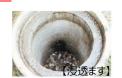
流域における雨水流出抑制対策(法に基づく主な制度)

雨水浸透阻害行為の許可制度

◆ 開発行為に伴う雨水の流出増により 水害リスクが高まることがないよう、

公共・民間による1,000m²※以上の 開発について、知事の許可及び貯留・ 浸透対策の義務付け(※条例で基準強化が可能)



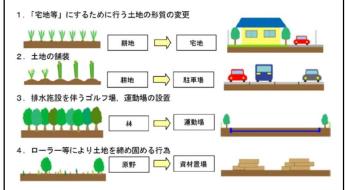


貯留・浸透対策の例

・ 対策の規模:開発行為後の最大流出量を 行為前までに抑制するよう設定

・雨水浸透阻害行為の許認可は道庁により実施

許可を必要とする雨水浸透阻害行為の具体例



※ 市街化区域内の多くは、既に締め固められた 土地の状態であり、その場合は当該許可の対象 外となる。具体的には既成市街地における建築 物等の建替、再開発等の行為等は該当しない。

千歳川流域の特定都市河川の指定

● これらのことより、官民一体となった流域治水の実効性を高めるため、流域4市2町・北海 道・国が連携し、千歳川流域の特定都市河川への指定及び、浸水被害の防止・軽減を 図る流域水害対策計画を策定し、水害に強い地域づくりを目指して参ります。

⑤ 千歳川流域 特定都市河川指定に向けたスケジュール (案)

千歳川流域の特定都市河川の指定

官民一体となった流域治水の実効性を高めるため、千歳川流域4市2町・北海道・国が連携 し、千歳川流域の特定都市河川への指定及び、浸水被害の防止・軽減を図る流域水害対策 計画を策定し、水害に強い地域づくりを目指して参ります。

R 5年 4月~

流域住民等への事前周知

・広報誌、HP等、国による特定都市河川等相談窓口の開設



R 5年 6月~

指定の手続き

・指定に係る国から関係者*への法定意見聴取等※北海道及び流域自治体・下水道管理者



R5年8月

特定都市河川・流域の指定

- ・ 国土交通大臣による特定都市河川・流域の指定
- ・ 雨水浸透阻害行為の許可申請開始 (北海道による許可体制)



指定後 速やかに設置

流域水害対策協議会 設置及び開催

- 構成員(河川管理者、知事、市町村長、下水道管理者等)
- 協議事項(計画の策定、対策等の検討等)



R 5年度内の 作成を目指す

流域水害対策計画 策定

・ 特定都市河川流域の浸水被害の防止を図るための対策に 関する計画



流域水害対策計画にもとづく 整備・対策の推進

※ 各段階のスケジュールについては現時点案

⑥ 流域治水相談窓口の開設について

石狩川水系千歳川等の特定都市河川指定に向けて 「千歳川流域治水相談窓口」を開設します

千歳川流域における「流域治水」の本格的な実践、及びそのための新たな法的枠組みである「特定都市河川」制度の活用に向け、関係市町等による様々な流域治水に関する取組を支援する「千歳川流域治水相談窓口」を、4月より新たに別河川事務所及び千歳川河川事務所に開設します。

■ 江別河川事務所流域治水相談窓口の連絡先

- · 住所 江別市高砂町 5
- ・電話 011-382-2358
- ・担当者 副所長



■ 千歳川河川事務所流域治水相談窓口の連絡先

- ・住所 千歳市住吉1丁目1番1号
- ・電話 0123-24-1114
- ・担当者 副所長



参考

特定都市河川 (流域治水関連法※の中核をなす制度)

※「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)

◆ 特定都市河川の指定対象

特定都市河川は、市街化の進展や自然の条件等により河川の整備だけでは浸水被害を防止することが困難な河川について指定(指定するときは、併せて、当該特定都市河川に係る流域を指定)

◆市街化の進展

市街化の進展が著しく、
土地の雨水浸透機能が
低下している河川



千歳川の河川特性が該当 ◆自然の条件等

<mark>本川からのバックウォーター</mark> や、接続先の河川への<mark>排水</mark> 制限が想定される河川



<mark>狭窄部、景勝地</mark>の保護、 海面潮位等により河川の 整備や排水が困難な河川



◆ 流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川・流域の指定



流域水害対策協議会・検討部会 設置及び開催

計画策定・対策等の検討



流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20~30年の間に実施する取り組みを定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

◆ 流域水害対策協議会のイメージ



※計画策定主体が必要と認める場合

> : 流域水害対策計画策定主体

構成員については、すでに組織されている「千歳川流域治水対策協議会」の枠組みや計画策定主体が必要と認める者を調整の上、適切に組織する。

◆ 特定都市河川浸水被害対策法の制度・施策等

■河川改修・排水機場等の ハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- · 河道掘削、堤防整備
- ・ 内垣畑町、堤内宝浦・ 遊水地、輪中堤の整備
- ・排水機場の機能増強 等

■雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する ①雨水貯留浸透施設を備計画の認定 都道府県知事等が認定することで、補助 金の拡充、税制優遇、公共による管理が できる制度等を創設

- · 対象:民間事業者等
- ・規模要件: ≥30m³ (条例で0.1~30m³の間で基準緩和が可能)

②国有財産の活用制度

国有地の無償貸付又は譲与ができる

· 対象: 地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例

保全調整池 貯留機能保全区域 雨水貯留浸透施設 整備計画の認定 公園貯留 曼水被害防止区域 移転等の促進 浸透阳害 河川管理者による 雨水貯留浸透施設 の整備 行為の許可 校庭貯留 灵水被害防止区域 下水道整備 電地内排水設備に 貯留浸透機能を付加 河川改修 運転調整 他の地方公共団体の負担

■雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に 浸透せず可川に直接流出することにより水 害リスクが高まることがないよう、一定規模 以上の開発について、<mark>貯留・浸透対策を</mark> 養務付ける。

対象:公共・民間による1,000m^{2※}
 以上の雨水浸透阻害行為
 ※条例で基準強化が可能

・許可権者:都道府県知事等

■保全調整池の指定

100m3以上の防災調整池を保全調整池として<u>指定できる</u>

- · 指定権者: 都道府県知事等
- ・埋立等の行為の事前届出を
- ・届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

■浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体 に著しい気概が生じるおそれのある土地を 指定できる

- · 指定権者:都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止 (自己用住宅除く)
- ・住宅・要配慮者施設等の<mark>開発・建築</mark> 行為を許可制とすることで安全性を確保



浸水被害防止区域における居住誘導・住まいづ りの工夫のイメージ

■貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる。

- · 指定権者:都道府県知事等
- ・盛土等の行為の事前届出を義務化
- ・届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告が可能



貯留機能を有する土地のイメージ